東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成29年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成29年12月14日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年12月14日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 Ⅱ: 該当なし

区分 皿: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		地震観測装置において、データ(原子炉建屋基礎マット上端加速度振幅値)伝送不良が認められたため、当該地震観測装置を点検・修理。 なお、代替伝送にて時間がかかるが伝送可能。	GⅢ	
2	3·4亏廃業物 加押設備	3号機放射性ドレン移送系サンプポンプ(低電導度廃液系、高電導度廃液系、除染廃液系、シャワードレン系)運転記録計において、動作不良(インクリボンの巻取り不良)が認められたため、当該記録計を点検・修理。	GⅢ	